



足助

伝統的建造物群保存地区

歴史を活かしたまちづくり



自然環境との調和

山と川に挟まれた立体的な敷地に家並みが重なる



歴史を伝える建造物

(上)本町の旧紙屋鈴木家住宅。主屋のほか土蔵や座敷、茶室、釜屋など、大商家の生業・生活に関する建物一式が残る
(右)伊那街道と鳳来寺街道の分岐点となる西町の三叉路に立つ道標



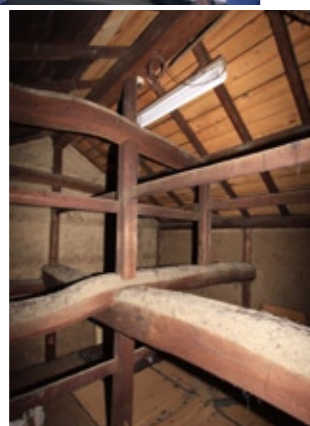
歴史を活かし

誇りと愛着の持てるまちに



技術や文化の継承

(上)足助祭り和新町の町並み。伝統的な町並みがいっそう山車巡行の迫力を際立たせる
(右)木太い材を用いた豪壮な木組み



全国各地でまちづくりに地域性や個性を求める傾向が強まる中、足助の重厚な町家が並んだ伊那街道沿いの景観や、山車が巡行する足助祭りなどは、地域のかげがえのない財産です。

伝統的建造物群を保存・整備していくということは、単に古い時代の建造物を保存するだけではありません。そこに刻まれた歴史や物語、文化を受け継ぎ、活用していこうという積極的な取り組みなのです。

建物は時代や自然環境、人の暮らしや産業を色濃く映しています。それが、代々受け継がれてきた建物であれば、なおのこと、より多くの情報が蓄積され、土地の歴史や文化を語ってくれます。そうした物語を知ること、日々の暮らしはより豊かなものになるのではないのでしょうか。

地域でより豊かに暮らしていけるように。そして、次代を生きる人たちが誇りと愛着を持てるまちにしていけるために。伝統的建造物群を活かし、未来へつなげていきましょう。

足助の沿革

足助は、三河から信州を結ぶ伊那街道(中馬街道)の中継地であり、物資運搬や庶民通行の要所として栄えた在郷町です。重要な交易物であった塩はここで詰め換えられ、「足助塩」「足助直し」と呼ばれました。近世後期から有力商人が現われ、資本の蓄積が進みました。安永4年(1775)の大火直後から町は再建され、今も町並みには江戸時代中期から明治末までに建てられた建物が数多く残り、全体の34%を占めています。大正期や戦後のものでも伝統的な町家の形式を踏襲するものもあり、古い町並みの景観が保たれてきました。

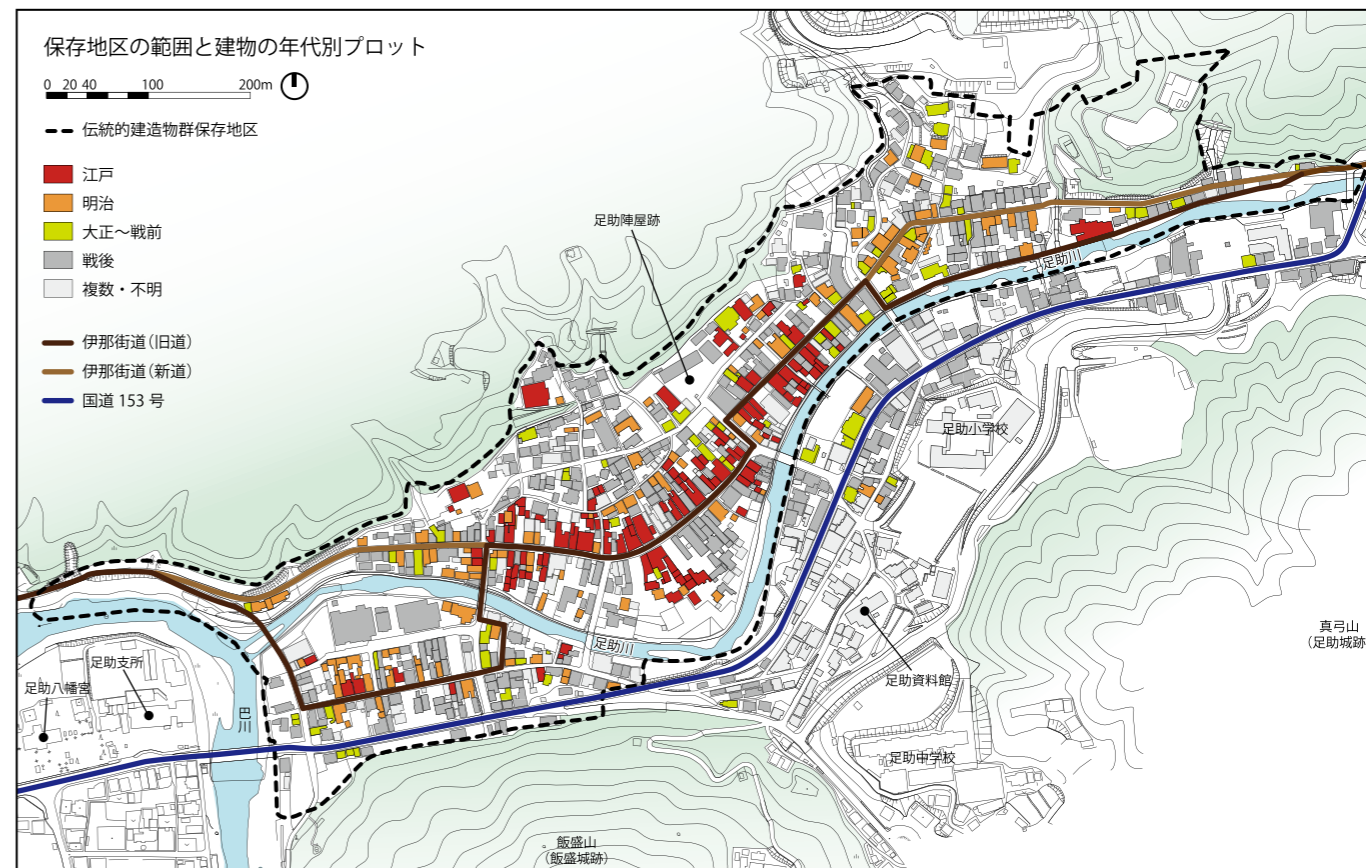
明治44年(1911)に国鉄中央線が開通すると、物資輸送基地としての機能は衰退しますが、その後も林業・養蚕業の流通市場や金融資本が集積し、東加茂郡の中心として歩み続けました。昭和5年の足助大橋の完成に伴い、県道飯田街道(旧伊那街道)は現国道153号に付け替えられ、足助の町並みは次第に主要交通路から外れていくことになりましたが、それが現在まで町並みが残る一つの背景となったのです。



観音山から見た町並み
(昭和初期)

歴史年表

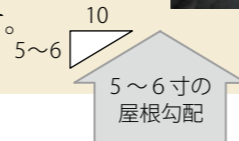
西暦	年号	足助の歴史
11世紀末～14世紀中頃		尾張から山田重長が足助に入り、足助氏を称する。8代重政まで領有。
1466	文正元年	足助八幡宮本殿(重要文化財)が再建される。
戦国時代		足助鈴木氏が足助城に本拠地をおき、香積寺境内に居館を構える。
1590	天正18年	鈴木氏は徳川家康の関東入国に従い、足助城は廃城となる。
1681	天和元年	本多氏が五千石で陣屋を構える。この頃に東町が本町に改称。
近世		塩などの物資を運搬した伊那街道の重要な中継拠点として栄える。
元禄(1688-1704)		宿場の要素に加え、商業の中心地的性格が強まる。
1775	安永4年	大火により、町並みのほとんどが焼失。
文化文政期～明治期		多くの町家が建てられ、建造物群として集積される。
1878	明治11年	東加茂郡役所が設置され、三河地域の行政の中心のひとつとなる。
明治中期		飯田街道(旧伊那街道)が、新町の西側と田町の東側に付け替えられ、新しい街道(新道)に新たな町並みが形成される。
1911	明治44年	国鉄中央線的全線開通により、物資輸送基地としての機能が衰退。その後は、在郷町としての性格がより強くなる。
大正～昭和期		巴川両岸に数千本のもみじを植樹し香嵐溪と命名。東海地方随一の紅葉の名所として整備され町並みも賑わいをみせる。
1930	昭和5年	足助大橋の完成に伴い、県道飯田街道(旧伊那街道)は巴川左岸の現国道153号に付け替えられ、町並みは次第に主要交通路から外れる。
1955	昭和30年	東加茂郡足助町・阿摺村・賀茂村・盛岡村が合併し旧足助町となる。
2005	平成17年	旧足助町が豊田市と合併し、豊田市足助地区となる。



足助における 伝統的建造物群の 特徴と整備イメージ

1 足助の町家建築の特徴

安永4年(1775)の大火後に復興された町並みは、ぬりごめ塗籠2階建ての町家を骨格としています。安永の大火直後から防火を意識したいぶし瓦のさんがわらぶ棧瓦葺きが普及し、屋根勾配が5~6寸と比較的急になっていることも特徴の一つです。1階にはひまし庇を設け、しとみど蔭戸の痕跡を残す家が多く商家町の特徴を示しています。



5 川沿いの石垣・石組み階段と家並み

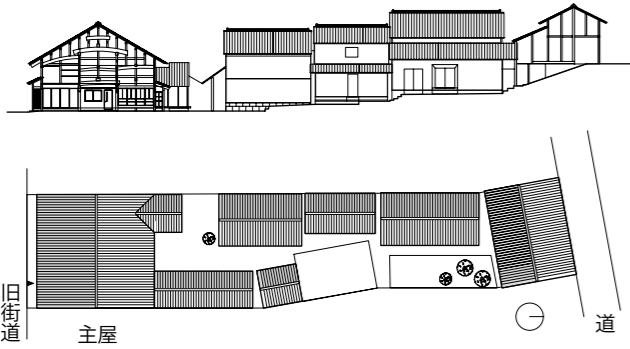
石垣も町並みを構成する重要な要素です。特に足助川沿いにおいては、近世末期から近代初頭にかけて川岸に石垣を築き、川に張り出すように座敷などが建てられるようになり、石組み階段とともに、生活と川との繋がりを映した景観をつくり出しています。



2 敷地利用と家並みの特徴

足助の町並みは、南北を山で挟まれた足助川の谷筋に位置する段丘上に広がっています。伊那街道沿いでは、短冊状の敷地に町家形式の主屋を間口いっぱいに建てて、その背後に離れ座敷や土蔵などの付属屋が密に配置されています。限られた敷地で建築用地を確保するために、建物は切土や盛土による造成地や幾段にも築かれた石垣の上に立体的に建てられ、家並みが連続する特徴的な景観をつくっています。

本町の田口家住宅



主屋の背面に付属屋が
建ち並ぶ (田町の足助
川沿いの家並み)

整備イメージ図



屋敷尻建物の整備

3 平入や妻入が混在する町並み

街道沿いに平入と妻入が混在する変化のある景観は足助の町並みの特徴です。



妻入の主屋

敷地の規模や形状の関係から、間口が5間以下で敷地の奥行きが深い場合に妻入形式となる傾向が見られます。また、商業地としての需要が高まる中で、土蔵などを居宅や店舗に転用したとみられるものもあります。

本町の妻入の町家

平入2階建ての町家

足助の町家は、塗籠造で2階のたちが高い平入2階建て形式が主流で、白漆喰で仕上げられた外壁とあいまって、重厚な景観をつくり出しています。豪壮な小屋組みは地域の豊富な材料と工匠の技術に基づくものです。



しころぶ 鍛葺き形式の主屋

新町から田町では、上屋と下屋にわずかに段差をつけた鍛葺き形式の軒高の低い主屋が残されています。これらは安永4年の大火前の構成を伝える可能性が高く重要なものです。



本町の田口家住宅

本町の藤井家住宅

本町北側の立面図 (一部)



保存整備の方針 — 修理・修景 —

伝統的建造物群の保存整備には、主に「修理事業」と「修景事業」が含まれます。その二つにより、保存地区の伝統的な景観を維持しながら、時代に合わせた生活環境の整備を行います。

修理事業 建物を直す

伝統的建造物の現状を維持しながら、あるいは復元的な手法を用いて、健全な状態に直すものです。必要に応じて耐震補強なども行います。

修景事業 景観を整える

伝統的建造物以外の建造物や地区内に新築される建造物が歴史的風致と調和するよう、外観を整備するために行われるものです。

Q. 伝統的建造物群保存地区とは？

文化財保護法で言う「伝統的建造物群」とは、城下町・商家町・宿場町・港町・農村・漁村などで、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を指します。伝統的建造物群保存地区内で行

われる建物や工作物等の現状変更行為に際して、修理・復旧基準や修景・許可基準の適用などの規制がかかりますが、一方で、補助金等の助成措置があります。

Q. 伝統的建造物群保存地区になると何が変わるんですか？

伝統的建造物群保存地区内で行われる町並み・景観の現状変更に関わる全ての行為について、現状変更行為許可申請書を提出する必要があります。現状変更行為の具体的な内容としては、例えば「建物の新築、増

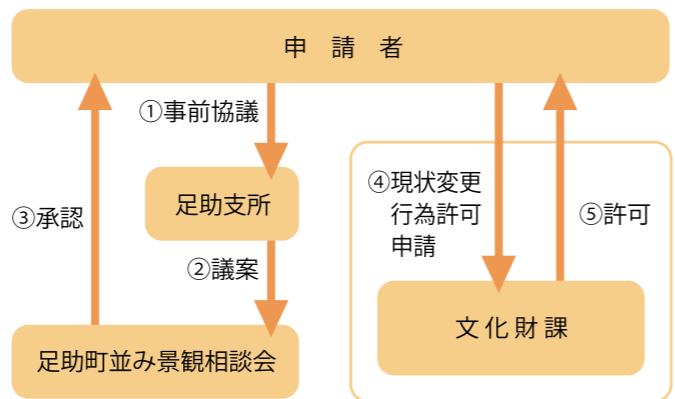
改築、移転、除却」「建物の修繕、模様替え又は色彩変更で外観を変更するもの」「宅地造成等の土地の形質変更」「木竹の伐採」「土石類の採取」「水面の埋立て又は干拓」「附属設備の取付け又は取替え」などがあります。

Q. 現状変更行為許可申請をするにはどうすればいいのでしょうか？

下記のような流れで進めて行くことになりますので、まずは足助支所にご相談ください。

手続きの流れ

- ①「足助町並み景観相談会（以下、景観相談会）事前相談・協議書」を足助支所に提出
- ② 景観相談会の議案として審議
- ③ 景観相談会より承認
- ④ 文化財課へ「現状変更行為許可申請書」を提出
- ⑤ 内容が基準に沿っていると現状変更行為許可



	補助率	補助限度額
修理基準による修理	80%	5,000万円
修景基準による修景	60%	500万円

修理・復旧基準

		修理・復旧基準（補助対象）	
		修理基準：伝統的建造物の修理に係る基準 復旧基準：環境物件の整備に係る基準	
建 築 物	位置／高さ／構造	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
	意匠 屋根／庇／外壁・窓 ／建具／色彩		
工 作 物	建築設備	空調室外機などの建築設備は原則、通り（注1）から見えない場所に設置する。やむなくこれが適わない場合には、足助の歴史的町並みの景観を損なわない配置、規模及び形状とし、目隠しや格子による囲いを施す等の修景を行う。	
	門・塀・垣等	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
	石造物等	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
土 地 の 形 質 変 更 空 地	自動販売機等		
	駐車場		
環境要素	樹木・庭園等	自然物については、原則として現状維持（樹勢回復を含む）又は同種による旧状の復旧とする。その他の物件及び土地については、原則としてその位置・形質・形状・形態の維持又は復旧とする。	
その他	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・復元的修理については、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の指導に基づくものとする。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市教育委員会が付加した条件に従うものとする。 	

注1) 通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

修景・許可基準

		修景基準（補助対象）		許可基準		
		保存地区内で新築又は伝統的建造物以外の建造物の増改築等を行うに際し、推進すべき基準		保存地区内で建築行為等を行うに際し、遵守すべき基準		
敷 地	規模及び形状	同右		既存の地形や建物配置を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。		
	壁面の位置	同右		通り（注1）に面する建築の壁面の位置は、周囲の伝統的建造物と合わせる。		
建 築 物	構造等	原則、在来木造工法とすること。街道（注2）に面する建築物は、街道に面して出入口を設けること。ただし、付属屋はこの限りではない。		足助の歴史的町並みを損なわない構造とする。		
	高さ	同右		原則、高さは10m以下、主たる通り（注3）から2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和を図る。		
	屋根	形式	同右		原則、切妻とする。	
		勾配	同右		4.5から6寸勾配とし、周囲の伝統的建造物に合わせる。	
		材料	原則、いぶし瓦とする。		原則、棧瓦葺とする。	
		色彩	同右		原則、無彩色とし、明度4以下とする。	
	庇（ひさし）	街道に面する庇は、いぶし瓦の棧瓦葺とする。		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。		
	外壁	原則、漆喰塗り又は伝統的な板張りとする。		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。		
	建具等	原則、通りに面する建具は木製とする。		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。		
	外部土間（道路と建物の間の空地）	同右		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。		
樋	同右		原則、艶なしの黒色又は茶系色とする。ただし、銅製とする場合は、素地色とする。			
建築設備	同右		空調室外機などの建築設備は原則、通りから見えない位置に設ける。やむを得ず見える位置に設ける場合は、木格子の囲いなどを設け、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。			
屋外広告物	木製、銅製等伝統的な素材とし、足助の歴史的町並みに調和した規模、意匠、色彩とする。		足助の歴史的町並みに調和した規模、材質、意匠、色彩とする。原則、自家用の広告板とし、一階庇の上を除き設置しない。			
工 作 物	門、塀、垣根等	位置規模	同右	周囲の伝統的建造物が形成する町並みの連続性、一体性を損なわないようにする。		
		構造意匠等	原則、木造とする。また、漆喰塗り、板張り等、伝統的な素材を用い、足助の歴史的町並みに調和した意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩とする。		
	擁壁	位置規模	同右	周囲の伝統的な石垣が形成する景観の連続性、一体性を損なわないようにする。		
		構造意匠等	原則、周囲の伝統的な石垣に倣った石積みとする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩等とする。		
石造物			足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠等とする。			
自動販売機等			木格子の囲いを設ける、周辺に調和した低彩度及び低明度の塗装を施す等、足助の歴史的町並みを損なわないための措置を施す。			
駐車場、車庫（屋根付駐車場）	通りに面して駐車場を設置する場合は、上記工作物の修景基準に倣った門、塀等を設けて車両を見えにくくする。車庫は、上記の建築物の修景基準に従う。		通りに面して駐車場、車庫を設置する場合は、上記工作物の許可基準に倣い、門、塀、扉等を設けて車両を見えにくくする。			
土地の形質の変更			現況の地形を可能な限り活かし、行為後の状態が足助の歴史的町並みを損なわないようにする。			
木竹の伐採			伐採後の状態が、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。			
環境要素	樹木・庭園等			足助の歴史的町並みの景観を損なわないようにする。		
その他	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・増築の場合、既存部分が伝統的建造物であれば、その特徴を踏襲する。 ・建築物の一部を自動車車庫の用途に供する場合は、建築物の扱いに従う。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市教育委員会が付加した条件に従うものとする。 				

注1) 通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。 注2) 街道とは、P3の図の伊那街道(旧道・新道)を示す。 注3) 主たる通りとは、主たる玄関に面する通りとする。



2009年撮影の足助航空写真

足助町並み保存の歴史

住民の個人レベルから公的に位置づけられた組織まで、さまざまな保存の取り組みが継続されてきた結果、伝統的な建造物群が今日まで良好な状態で残されることになりました。

昭和50年度	有志30人で「足助の町並みを守る会」発足
昭和51年度	『足助町並調査概報』発行
昭和52年度	『足助の町並み』『三州・足助の町並み』発行
昭和53年度	第1回全国町並みゼミ開催(名古屋市有松と共催)
昭和55年度	住民の自主的な規制によって町並みを守ることを決める
昭和57年度	昭和52年から保存に取り組んだ結果、足助中馬館が開館
平成5年度	「足助まちづくりの会」発足
平成6年度	「足助の街づくりに関する要綱」「足助の街づくり規範」制定
平成6～16年度	「街なみ環境整備事業」により個人住宅などの修景を実施
平成17年度	「足助まちづくり推進協議会」発足
平成20年度	「伝統的建造物群保存地区制度推進部会」発足 豊田市景観計画策定
平成21～25年度	「まちづくり交付金事業」により電線地中化などを実施
平成22年度	豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例制定 『足助伝統的建造物群保存対策調査報告書』発行 豊田市足助伝統的建造物群保存地区の区域の決定・告示 豊田市足助伝統的建造物群保存地区保存計画の決定・告示



「足助の町並みを守る会」の保存活動により再生された足助中馬館(県指定有形文化財)



修理された良屋の塩座。葺屋は塩問屋の屋敷構えが良好に残されている。(市指定有形民俗文化財)

編集：足助伝統的建造物調査会
構成：伊藤 幸子
発行：愛知県豊田市教育委員会
発行日：平成23年3月31日

〒444-2424 愛知県豊田市足助町宮ノ後26-2
文化財課 足助分室(豊田市役所足助支所内)
tel 0565-62-0609
fax 0565-62-0606

表紙写真はマンリン小路、田町川側風景